適格請求書発行事業者の登録申請書

	/ 収	受印、																			1/	/2]
令和	年	月	日		住所(法)	又 1: 人 の	場合	所	(〒 7 ⊗ (法 <i>)</i> 広島	の場合	のみ公	表されま		2 - 1	0							
				申	主たの	る § 新	事 務 在 ブナ)	地						ı	(電話	番号	0829	_	30		622	5)
					納	税		地	(〒7				5 -	2 - 1	0							
				請	(7	リ ス	j ナ)	-	``	カス゛ヨ	ξ			-	(電話:	番号	0829	_	30	_	622	5)
					氏 名	又的	ま 名	称	· 西田	和	Ξ											
				者			j +)	ŀ														
 д	広島北	秘容	署長殿		(法 / 代 表																	
		1)[1337	一		法	人	番	号														
公表 1 2 な	されま 申請者 法人、上	す。 の氏名 人格の 記1及	又は名: ない社 び2の	称 団等を ほか、	事項 (② を除く。 を登録も て公表し)にま :号及で	かって <i>l</i> が登録 ^仏	は、 年月	本店 3 日 が 2	スは主 公表さ	たるれま	事務月 す。	斤の所	在地								・ジで
(:	平成28 ※ 当	3年法律 該申請	津第15 青書は、	号) 、所 ²	求書発 第 5 条 得税法 日以前 l	の規算	 定によ −部を	るi 改i	改正を Eする	後の消 み法律	当費移	法第	57条	の2	第 2	項の	規定	によ	り申	請し	ます	0
					期間の							場合り	は令系	15年	6月	30 日) ま	でに	この	申請	書を	提出
					このほ	申請書	を提出で	-				当する	る事業	者の区	分に				付し	てくた	ごさい	١.
事	業	者	X	分	※ 次第		录要件の 認」欄も	つ確認	認」欄	を記載						業者		する		は、	火 葉	「免税
判定に合いています。	こより 令和 5 申請書る ったこ	月31日 課税事業年6月3 全提出つる	業者とた 10日)ま ることだ き困難た	よる場とででま は事情							•								-			
税	理	士	署	名	税理 税理		長谷	Э Ш:	会計						(電話:	番号	082	_	272	_	586	8)
※ 税	整理番号				部門 番号		申請	青年	三月日			年	月	月	通	信	年	月	r F	刊 確 引 認		
務署処理	入力	処 理		年	月	目	番号確認				身元 確認	□ ¾ □ オ		確認 書類			-ド/通: 	知カー 	ド・運輸 	L 医免許証)	E	
理欄	登 録	番号	Т		1 1			1			i				-	1		1	-	-		

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

	氏名又は名称 西田 和三	
	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。	
免税	□ 令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する (平成28年法律第15号) 附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。	去律
事	個人番号	<u></u>
業	事 生年月日(個	日
者	中 大 大 大 大 大 大 上 カ 日<	円
の	等事業内容	
確		日 31日
認	ようとする事業者 令和 年 月	日
登録要	課税事業者です。 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。	え
件の	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)	え
確認	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して 口 はい 口 いい	<u></u>
参		
考		
事		
項		